

国立大学法人長崎大学と協和機電工業株式会社との
包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と協和機電工業株式会社（以下「乙」という。）とは、互いに協力して取り組むべき新たな技術（以下「次世代技術」という。）の開発について包括的な連携（以下「本連携」という。）を行うにあたり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本連携は、甲の有する研究成果と乙の有する技術力を結合し、産学の連携を推進することにより次世代技術を開発し、あわせて学術研究の振興、研究成果による社会貢献及び研究者・技術者の育成に資することを目的とする。

（技術分野）

第2条 次世代技術開発の具体的な課題は、別途甲及び乙が協議し、これを定める。

（本連携項目）

第3条 甲及び乙は、下記により本連携を行う。

- （1）本連携内で実施する共同研究、受託研究等のテーマの選定と推進
- （2）共同研究、受託研究等の実施とこれに伴う研究者の交流
- （3）甲に所属する学生に対するインターンシップの機会の付与
- （4）甲及び乙が合意したその他の連携活動

（研究の実施）

第4条 本協定に基づき共同研究、受託研究等を実施する場合、甲及び乙は、その都度書面により契約を締結し、具体的条件を定める。

（秘密保持）

第5条 本協定に関して相互に開示される情報の秘密保持については、別途甲及び乙が協議し、これを定める。

（本協定の開示）

第6条 甲及び乙は、本協定の存在を、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示することができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成22年2月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了3月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、本協定はさらに1年間有効なものとし、以後この例による。

また、協定期間中にいずれかにより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議し、これを定める。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保管する。

平成22年2月18日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長



（乙）長崎県長崎市川口町10番2号

協和機電工業株式会社

代表取締役社長

